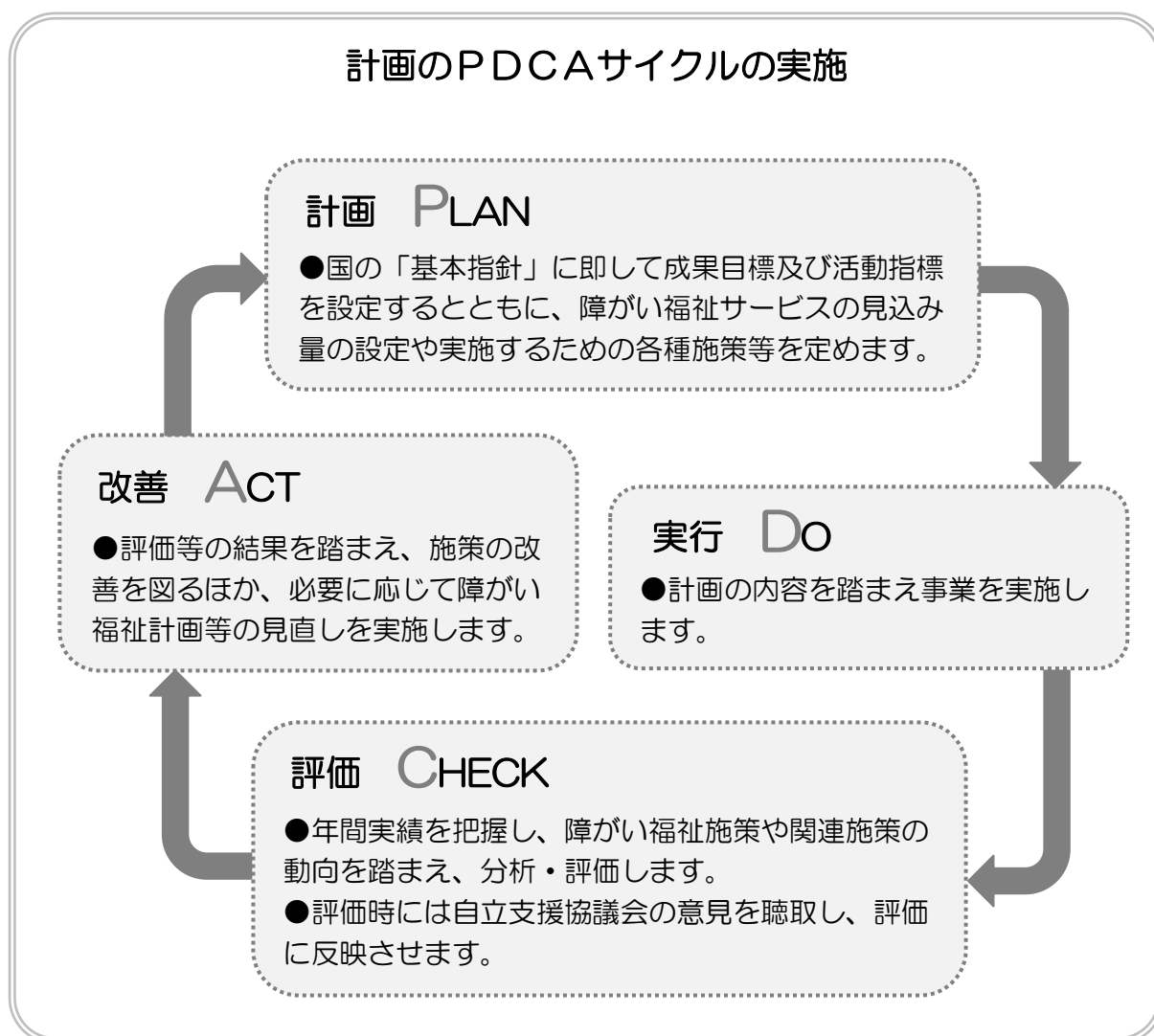


第5章 計画の推進体制

1 計画の評価

本計画の推進にあたっては、保健福祉課が主体となり県との連携を図るとともに、広く町民や関係団体等の協力を得ながら協働体制の強化に取り組み、施策を総合的、効果的に推進し、定期的な分析及び評価（PDCAサイクル）を行い、障がい者等にとって暮らしやすいまちづくりのより一層の推進を図ります。



（１）計画の点検・評価結果の反映

基本指針に即して定めた数値目標や障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量、地域生活支援事業に関する各事業をPDCAサイクルに沿って、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて点検・評価を行います。

点検・評価にあたっては、田上町障害者自立支援協議会などにおいて定期的に事業実施状況を確認し、随時意見を聴きながら、施策の改善・見直しを検討します。

（２）障害者自立支援協議会等との連携

本計画における障がい者福祉サービスによる取り組みを推進するため、障害者総合支援法に基づき、田上町障害者自立支援協議会からの意見を踏まえ、計画の進捗管理を行っていきます。

また、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体との協力・連携を図ります。さらに、広域的な対応を必要とする障がい者のニーズについては、県及び近隣市村との連携のもと、推進していきます。